

中小企業者等の金融円滑化に関する基本方針

平成21年12月4日
益田信用組合
理事長 伊東 祐

昨年9月に発生した世界的な金融危機の影響によって、実体経済は急速に冷え込んでおり、当組合のお客様にも深刻な影響が及んでおります。

このような厳しい経済環境を踏まえ、信用組合創設の精神である相互扶助という本分をより一層発揮し、当組合の組合員及び営業地域内のお客様のお役に立ち満足と信頼を得られるよう、役職員全員が真摯に対応いたします。

1. 貸付条件の変更等の申し出があった場合には真摯に受け止め、お客様の抱かえている問題を十分把握したうえで、その解決に向け、きめ細かに、かつ積極的に対応いたします。
2. 貸付条件の変更等の申し出に対してやむを得ず拝辞する場合には、理解と納得を得られる説明をするように最大限の努力をします。
3. 貸付条件の変更等の申し出がない場合においても、お取引先企業及び住宅ローンご利用のお客様の実情をお聞きし、貸付条件変更等が有効であると判断される場合は、当組合から積極的に提案を行ないます。
4. 貸付条件の変更等を行なった後であっても、必要資金についてはご相談に応じます。
5. 特に住宅ローンご利用のお客様に対しては、貸付条件の変更等の相談に積極的に応ずることをお知らせするため、当組合から行動を起こし、周知活動に努力します。
6. お客様からの与信取引に関するお問合せ、相談、要望及び苦情等には、真摯な姿勢で適切かつ十分に対応するとともに、お客様の視点に立った業務運営の維持・向上に継続的に取り組んでまいります。
7. その他、当組合は金融円滑化に必要な態勢を整備し、適切なリスク管理態勢のもと迅速かつ積極的な金融仲介機能を発揮すると同時に、金融円滑化の状況等について法令等に基づき適正に開示します。

以上